

〔初版〕の訂正について

〔初版〕の各刷りで次のとおり本文の訂正をいたしました。訂正前の刷りをお持ちの読者の皆様には、訂正の上ご利用ください。

※〔初版第2刷〕での訂正内容

◆ 223頁 7行目

「〔2〕 共益債権」 → 「〔2〕 財団債権」

※〔初版第3刷〕での訂正内容

◆ 74頁 18行目

「抗告審の継続中」 → 「抗告審の係属中」

◆ 81頁 6行目

「14条3項」 → 「破産規14条3項」

◆ 334頁 3行目

「船舶法4条」 → 「船舶法5条」

◆ 335頁 11行目

「1項11号」 → 「2項11号」

◆ 337頁 10行目

「本条2項」 → 「本条5項」

◆ 343頁 4行目

「京都地判昭56」 → 「京都地判昭46」

◆ 344頁 2行目

「法人たる債務者の組織法的側面について」 → 「法人たる債務者の組織法的側面に関する訴訟の倒産手続における取り扱いについて」

◆ 373頁 下1行目

「33条」 → 「33条3項」

◆ 376頁 下2行目

「異議権者」 → 「異議申立権者」

◆ 383頁 16行目

「同時廃止」 → 「同意廃止」

◆ 470頁 2行目

「既判力がある」 → 「既判力を有する」

◆ 同 17行目

「既判力を肯定したり終局判決に準じると解する場合は起訴責任が転換され、」 → 「既判力を肯定して終局判決に準じるとしたり、既判力の有無にかかわらず終局判決に準じると解する場合は、有名義債権による届出として起訴責任が転換され（129条1項）、」

◆ 同 19行目

「既判力を否定したり終局判決に準じないと解する」 → 「既判力が否定されるために終局判決に準じないと解する」

「執行力のある債務名義ではないため、」を削除

◆同 21行目

「それ自体において執行力を有することが前提となる。」→「執行文の付与を受けることにより強制執行し得る債務名義であることが前提となる。」

◆同 24行目

「それ以前の段階の」→「それ以前に破産手続に移行した場合の」

◆同 25行目

「確定判決と同一の効力を有するものの」→「終局判決に準じると解することができない以上」

◆同 26行目

「執行力のある債務名義ではないため、」→「「執行力のある債務名義」に当たると解することもできないため、」

◆同 28行目

「結論が大きく異なることになる。」→「管財人として対応すべきことが異なることになる。」

◆617頁 4行目

「営業」→「事業」

「営業所」→「事業所」

◆583頁 15行目

「斎藤秀夫」→「斎藤」

◆585頁 15行目

「伊藤眞発言」→「伊藤眞」

◆599頁 3行目, 9行目

「斎藤=伊東編」→「斎藤=伊東編」

◆618頁 21行目

「財産状況報告書」→「財産状況報告書の記載事項」

◆同 28行

「知れたる」→「知っている」

◆1194頁 5行目右段

「京都地判昭56・5・10判時648号89頁」→「京都地判昭46・5・10判時648号89頁」

※〔初版3刷〕発行後の追加訂正

◆22頁 13行目

「できない場合を」→「できない場合が」